

当診療所におけるかかりつけ医としての対応（機能強化加算の必要要件）

当診療所は在宅療養支援診療所です。かかりつけ医として、次のような対応を行なっています。

- 日常的な診療や生活背景を把握した上での総合的・継続的な診療対応
- 健康診断結果に関する相談や、保健・福祉サービスに関する相談への対応
- 必要に応じた専門医や専門医療機関への紹介
- 夜間・休日などにおける相談（365日24時間での電話対応体制）
- 夜間・休日における在宅当番医制の案内などの時間外診療の対応体制
- 必要時の往診及び訪問看護